

令和5年1月24日

〒453-0041 名古屋市中村区本陣通5-130
株式会社ガッツ・ジャパン 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 理事長 杉浦市郎
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3丁目28番2号 KS千種ビル6階F
事務局長 伊藤英樹
TEL 052-734-8107 FAX 052-734-8108

申入書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

過日は、令和4年11月11日付回答書をお送りいただき、ありがとうございます
ました。

同回答書添付の2022.10.01改訂のご利用のご案内及び貸渡約款（以下
「新約款」といいます。）を拝見した結果、貴社の従前のご回答の内容と異なる変
更となっていることが確認できました。

そこで、新約款につき、改めて、別紙のとおり、申入れをいたします。

貴社の見解や対応につきご検討の上、令和5年2月24日までに、上記連絡先宛、
書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入書の内容、本申入れに対する貴社のご回答の有無、内容及び本申入
れ以降の経緯・内容等については、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホー
ムページその他適宜の方法により公表させて頂くことがありますことを申し添えま
す。

敬 具

申入れ事項

1 新約款第39条（遅延損害金）について

（1） 条項の内容

借受人又は運転者及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

（2） 申入れの趣旨

「運転者」との文言を削除してください。

（3） 申入れの理由

当団体による、契約当事者ではない「運転者」に約款（契約）上の義務を負わせるべきでない旨の申入れに対し、貴社から、令和3年5月17日付回答書において、旧約款第36条（遅延損害金）につき、「運転者」との文言を削除する旨、ご回答をいただきました。

しかし、新約款を確認したところ、旧約款第36条と同趣旨の内容を定める新約款第39条において、「運転者」との文言がそのまま残されております。

そこで、改めて、新約款第39条における「運転者」との文言を削除するよう申入れいたします。

2 新約款第22条第2項（返還時の確認等）について

（1） 条項の内容

借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗車^{原文ママ}の遺留品がないことを確認して返還するものとします。遺留品の保管期間においては、レンタカーの返還日から起算し満7日間とします。遺留品の保管に関して発生したトラブル・損害等については、当社は一切の責任を負いません。

（2） 申入れの趣旨

新約款第22条第2項につき、消費者契約法第8条第1項及び同法第10条後段に適合するよう改めてください。

なお、新約款第22条第2項記載の「同乗車」との文言は、「同乗者」の誤記と考えられますので、修正してください。

（3） 申入れの理由（その1）—消費者契約法第8条第1項違反

当団体による、返還時の確認等について定めた旧約款第20条第2項につき、消費者契約法第10条後段に適合するよう改めてほしい旨の申入れに対し、貴社から、令和3年5月17日付回答書において、以下のとおり変更する旨、ご回答をいただきました。

記

^{原文ママ}借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたってレンタカー内

に^{原文ママ}借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。なお、レンタカーの返還後に遺留品が発見された場合、当社は借受人に対し、遺留品の引取りについて連絡します。当社からの連絡後7日を経過しても借受人からの引取りの申出が無い場合、当社は当該遺留品の保管の責を負わないものとします。

しかし、新約款を確認したところ、貴社のご回答にありました、借受人への遺留品引取り連絡文言が削除され、遺留品の保管期間の起算点が変更され、貴社が一切責任を負わない旨の文言が付記されるなど、上記ご回答の内容と異なる変更が施されております。

消費者契約法第8条第1項第1号・第3号は、事業者の債務不履行ないし不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項につき、無効とする旨規定するとともに、同行第2号・第4号は、事業者の債務不履行ないし不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効とする旨規定しています。

換言すれば、事業者に故意又は重過失がある場合、事業者は一切免責されず、事業者に軽過失がある場合、事業者は全責任を免れることはできないが、一部を免責することは可能として、消費者が受けた損害につき、適正な額の賠償請求ができるようにしています。

新約款第22条第2項第3文で、貴社の消費者に対する損害賠償責任が全部免除（故意・重過失の場合の全部又は一部免除、軽過失の場合の全部免除）されるならば、消費者契約法第8条第1項に違反し、無効です。

そこで、新約款第22条第2項第3文を、消費者契約法第8条第1項に適合するよう改めてください。

（４） 申入れの理由（その２）—消費者契約法第10条後段違反

消費者契約法第10条後段は、「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と規定しています。

この点、遺留品について、民法が引用する遺失物法は、「拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。」等と規定しており、第三者が勝手に遺留品（他人物）を処分することを許していません。また、事務管理について定める民法は、第699条本文で、「管理者は、事務管理を始めたことを遅滞なく

本人に通知しなければならない。」等と規定しています。

しかるに、新約款第22条第2項は、借受人等の遺留品があったことを借受人等に一切通知することなく、レンタカー返還日から起算して満7日間で遺留品を処分可能とする内容となっています。

これは、民法・遺失物法の規定に比して消費者の権利を制限するものであり、かつ、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するというべきであり、消費者契約法第10条後段に違反して無効です。

そこで、新約款第22条第2項を、消費者契約法第10条後段に適合するよう改めてください。

3 新約款第29条第6項（使用不能による貸渡契約の終了）について

(1) 条項の内容

借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。

(2) 申入れの趣旨

第6項を削除してください。

(3) 申入れの理由

当団体による、旧約款第27条第4項・第6項（使用不能による貸渡契約の終了）を消費者契約法第8条第1項第1号・第3号、同法第10条後段に適合するよう改めてほしい旨の申入れに対し、貴社から、令和3年5月17日付回答書において、旧約款第27条第6項を削除する旨、ご回答をいただきました。

しかし、新約款を確認したところ、旧約款第27条と同趣旨の内容を定める新約款第29条において、第6項がそのまま残されております。

そこで、改めて、新約款第29条第6項を削除するよう申入れいたします。

4 新約款第32条（貸渡契約の解除）・第33条（同意解約）・ご利用のご案内【同意解約及び解約手数料】について

(1) 条項の内容

第32条（貸渡契約の解除）

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた^{原文ママ}金額を借受人に返還するものとします。また、借受人は第33条第2項に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

2 借受人は、前項の解除に該当したときは、当社に生じた損害を支払うものとします。

第33条（同意解約）

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

2 借受人は、前項の解約をするときは、別に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

ご利用のご案内【同意解約及び解約手数料】

同意解約される場合、返却前に当店へご連絡いただき了承を得た上でご返却ください。この場合、未利用期間の貸渡料金をご返金いたしますが、別途解約手数料をいただきます。なお、貸渡し時に24時間以内でのご契約の場合は、差額をご返金いたしかねます。

解約手数料

〔（貸渡契約期間に対応する貸渡料金）－（貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金）〕×50%

※配送料金に関しては返金の対象外とします。

(2) 申入れの趣旨

新約款第32条・同第33条・ご利用のご案内記載の「解約手数料」につき、消費者契約法第9条第1号に適合するよう改めてください。

また、新約款ご利用のご案内記載の「配送料金」について、消費者契約法第3条第1項第1号に基づき、意義を明確にしてください。

なお、新約款第32条第1項記載の「金額を残額を」との文言は、誤記と思われますので、正しい内容に修正してください。

(3) 申入れの理由

当団体による、旧約款第30条（貸渡契約の解除）につき、消費者契約法第9条第1号及び同法10条後段に適合するよう改めてほしい旨の申入れに対し、貴社から、令和3年9月16日付回答書において、以下のとおり変更する予定である旨、ご回答をいただいております。

記

本条項につきましては、貸渡から車両が返還された日までの期間に対する貸渡料金に10日分の貸渡料金を加算し、契約時に受領した貸渡料金から、上記を差し引いた残額を借受人に返還する内容に変更する予定です。

これに対し、当団体から、旧約款第30条は、借受人等が旧約款に違反したとき又は第9条第1項各号のいずれかに該当することになったときの解除条項であり、貸渡後の解除のみならず、貸渡前の解除も含まれることとなることから、少なくとも、貸渡前の解除については、車両返還・車両整備といった手続は不要であり、上記下線部で徴収するとされている費用は、消費者契約法第9条1号所定の「解除の事由、時期等の区分に応じ」「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える」と思われたため、旧約款第30条につき、消費者契約法第9条第1号に適合するよう改めてほしい旨、改めて申入れをしていたところです。

上記新約款では、未利用期間の貸渡料金の返還が規定される一方で、貴社が、解約手数料として、貸渡後の解除か貸渡前の解除かを問わず、

〔（貸渡契約期間に対応する貸渡料金）－（貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金）〕×50%を徴収すると定めています。

これは、消費者契約法第9条1号所定の「解除の事由、時期等の区分に応じ」「当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える」と思われ
ます。

そこで、上記新約款につき、消費者契約法第9条第1号に適合するよ
うに改めるよう申入れいたします。

また、新約款では、「配送料金」は返金の対象外である旨定めていま
すが、新約款を見ても、返金されない「配送料金」の意義が明確ではあ
りません。

そこで、消費者契約法第3条第1項第1号に基づき、消費者の権利義
務その他の消費者契約の内容となる「配送料金」の意義を明確にされる
よう、申入れいたします。

以 上